

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人 遊歩の会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遊歩の会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。常勤役員のうち、理事は理事長及び業務執行理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（交通費、宿泊費）等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤役員に対する退職金は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬額の決定)

第4条 この法人の常勤理事で職員給与を併給している理事に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。支給額は別表第1-1 役員報酬額表のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。但し法人の運営に貢献を行なった理事に対しては功労金を別途支給する、支給額については評議員会にて決定する。

- 2 常勤理事で職員給与を併給しない役員報酬額は、別表第1-2 常勤役員の報酬表のうちから、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 3 常勤理事の賞与については、別表第2に定める。

- 4 常勤理事の退職金は別表第3に定める算式により算出される額を、評議員会の決議によって定めるものとする。但し、法人運営に貢献のあった理事に対しては功労金を別途支給する、支給額については評議員会にて決定する。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。
- 7 各々の監事の報酬は、別記3「監事の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、賃金規程(職員)に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第6条 常勤役員の報酬等は毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日に当たる場合は、前営業日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、当該会議に出席した都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(就任または退任等の場合の報酬の取扱い)

- 第8条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合または退任、解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割り計算を行わず1ヶ月分を支給する。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は平成29年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は平成29年 6月 17日から施行する。
- 3 この規程は令和 元年 6月 15日から施行する。
- 4 この規程は令和 4年 3月 31日から施行する。

別表第 1-1 職員給与と併給の役員報酬

役 職	月 額	役職	月額
理事長	200,000 円を超えない	業務執行理事	100,000 円を超えない

別表第 1-2 併給をしない役員の報酬

役 職 名	月 額
理 事 長	500,000 円を超えない
業務執行理事	350,000 円を超えない

別表第 2 常勤理事の賞与

7 月の賞与	報酬月額×1 ヶ月分
12 月の賞与	報酬月額×1 ヶ月分

別表第 3 (常勤理事等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数

*在任年数は 1 か年単位とし、端数は月割りとし、1 ヶ月未満は 1 ヶ月に切り上げる。

別記 1 非常勤理事の報酬

理事：理事会等出席の都度 1 回一律 5,000 円

別記 2 評議員の報酬

評議員：評議員会等出席の都度 1 回一律 5,000 円

別記 3 監事の報酬

監 事：・評議員会等及び理事会等出席の都度 1 回 5,000 円

・決算監事監査 1 日 10,000 円

・法人監査立会 1 日 10,000 円

専門家監事：・月額 50,000 円

・評議員会等及び理事会等出席の都度 1 回 5,000 円

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程 改定(案)前後表

変更前	変更後
<p>(費用弁償)</p> <p>第5条</p> <p>2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、<u>役員旅費規程</u>に準じて出張費として支給することができる。</p> <p>別紙1</p> <p>平成31年6月15日(土)の評議員会に於いて31年度の理事長・常勤理事の報酬について事務局より下記のとおり説明があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.併給なしの理事長の月額報酬は400,000円</p> <p>2.職員との併給ありの常勤理事の月額報酬は90,000円(但し、管理職手当を含む)</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条</p> <p>2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を、<u>賃金規程(職員)</u>に準じて出張費として支給することができる。</p> <p>別紙1</p> <p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <p>改正日 令和4年3月31日</p>